

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成29年3月27日提出

教育長 平松直巳

説明

この案を提出するのは、市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則において、県費負担教職員から名古屋市の教職員を除くため必要があるからである。

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正に伴う規定の整理。

2 改正の内容

第二条中「名古屋市の県費負担教職員及び」を削る。

3 施行期日

平成29年4月1日

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則 号

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則（平成二十四年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「名古屋市の県費負担教職員及び」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の新旧対照表

新	旧
<p>(被評価者の範囲)</p> <p>第二条 評価は、市町村立学校に勤務する校長、教員、事務職員等県費負担教職員（臨時的任用の職員を除く。）について実施するものとする。</p>	<p>(被評価者の範囲)</p> <p>第二条 評価は、市町村立学校に勤務する校長、教員、事務職員等県費負担教職員（名古屋市の県費負担教職員及び臨時的任用の職員を除く。）について実施するものとする。</p>